

2021 年度福德グループ奨学金(長崎大学西遊基金) 一般奨学金給付奨学生募集要項

福德グループ奨学金(長崎大学西遊基金)は、株式会社福德不動産代表取締役会長/社会福祉法人実寿穂会前理事長・福島誠氏からの「長崎大学西遊基金」への寄附をもとに設立された奨学金である。グローバル化や AI 化が進む社会で、本奨学金は以下の人財の育成に資することを目的とする。

- I. 長崎が受け継ぎ、紡いできた歴史と文化を発展的に取り込むことで核となる自分自身を磨き、真理の追求を通して未来社会をつくる原動力たらしめる強い意志を持った人財。
- II. 狭い視野に囚われず、若者ならではの柔軟で瑞々しい感性で、失敗を恐れず社会の新しい課題に取り組み、逆境に怯むことなく解決策を見出そうとする強い意志を持った人財。
- III. 長崎大学の理念である「社会の調和的発展に貢献する」ため、常に社会におけるファーストペンギンたらしめる強い意志を持った人財。

1. 一般奨学金(給付型)概要

(1) 給付月額:3 万円(年額 36 万円)

(2) 募集人員:2 名

(3) 給付対象期間:2021 年 4 月～2025 年 3 月(修業年限)

ただし、6 年制の学部の場合も 4 年次まで

(4) 給付方法:毎月月末に、当月分を本人名義の金融機関口座へ振込にて給付。

ただし、初回は 4～8 月までの 5 ヶ月分を 8 月末日までに給付予定。

※給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付

(5) 応募資格

以下の各項のいずれにも該当する者

・2021 年 4 月に長崎大学に入学する者(学部学生に限る。ただし、編入学生・外国人留学生を除く。)

・経済的な支援を必要とする者(※2(a)を参照すること)

・学業優秀で、人物は明朗かつ積極性があり、心身共に健康である者(※2(b)を参照すること)

・将来、社会的に有益な活動を目指す者

※1.日本学生支援機構を含む他の奨学金制度及び授業料減免制度との併用可

福德グループ奨学金(長崎大学西遊基金)チャレンジ奨学金との併用も可

※2.家計基準や学業基準については、以下のとおりです。

(a)家計基準

世帯人数	通学区分	所得金額(年)
2人	自宅	324 万円以下
	自宅外	371 万円以下

3人	自宅	248万円以下
	自宅外	295万円以下
4人	自宅	302万円以下
	自宅外	349万円以下
5人以上	自宅	490万円以下
	自宅外	584万円以下

※世帯人数は税法上の扶養者のみを含みます。独立した兄弟や単に同居しているだけの祖父母等は含みません。

(b) 学業基準

次の(i)または(ii)のいずれかに該当すること

(i) 高等学校または専修学校高等課程の成績の平均が3.5以上であること

ただし、上記の基準を満たさない場合であっても、生計維持者(原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している人)の住民税が非課税(市区町村民税所得割額が0円)である者は、学業基準を満たす者として取り扱います

(ii) 高等学校卒業程度認定試験合格者であること

2. 募集期間及び応募方法

<一次選考:書類審査> ~~募集期間 2021年4月1日(木)～4月23日(金) 必着~~

募集期間 2021年4月1日(木)～5月14日(金) 必着

(1) 下記書類(最新のもの)を、長崎大学学生支援センターへ郵送してください。ただし、応募は本人からに限ります。

① 福德グループ一般奨学金申請書

※長崎大学 HP よりダウンロード(word で作成すること。手書きは受付不可。)

② 卒業高校の調査書(原本、開封無効)

※高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書(原本)

③ 同一生計者全員分の住民票の写し(原本)

※発行日から3ヶ月以内・続柄記載あり・マイナンバーの記載なし

※本奨学金での同一生計者とは、税法上の扶養親族を指し、独立した兄弟や単に同居しているだけの祖父母等は含みません。

④ 生計維持者の「所得・課税証明書」又は「非課税証明書」の原本

※市町村が発行した収入・所得及び課税の金額があるもの

※2019年1月1日から2019年12月31日までの所得に基づくもの

※原則として父母両方の証明書を提出(専業主婦(夫)、無職の場合も必要)

ただし、離別又は死別で父母がいない場合は、応募者の生活を支えている者を含めた証明書を提出してください。

(2) **2021年6月末(予定)**までに選考結果(採否)の通知を入学後に付与される長大メール(bb学生番号@ms.nagasaki-u.ac.jp)に送信いたします。

<二次選考:個人面接> 2021年7月12日(月)~7月23日(金)

一次選考に通過した方のみ、個人面接(オンラインを予定)を実施します。

※選考人数により日程が変動する場合があります。

※オンラインで面接を受けられる環境が必要です。

*郵送の際の注意事項

- ・A4 サイズ(角型2号)の封筒1通にすべての書類を入れてください。
- ・簡易書留・レターパックなど必ず追跡ができるもので郵送し、表面には朱書きで「福德グループ奨学金(一般)申請書類 在中」と記入してください。
- ・書類の不備・不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。
- ・お送りいただいた書類は返却いたしません。

3. 書類の郵送先・お問い合わせ先

〒852-8521 長崎市文教町 1-14

長崎大学学生支援センター経済支援担当 宛 (電話:095-819-2104、2105)

※書類到着に関する問い合わせには対応いたしかねます。

到着確認は、レターパック等の追跡サービスをご利用ください。

4. 選考・採用内定

当奨学金の奨学生選考委員により選考を行います。二次選考の選考結果(採否)は **7月下旬**までに本人に通知します。

なお、採用者については、福德グループへも連絡します。

5. 採用者の手続き

採用者には以下の書類を送付しますので、指定する期日までに大学に提出してください。

- (1) 振込依頼書:奨学金の振込先金融機関口座情報(本人名義に限る。)を記載。
- (2) 誓約書:記載事項を確認し、本人及び連帯保証人が署名・押印。

6. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 直近の成績証明書を指定する期日までに提出すること
- ~~(2) 原則として、月1回程度開催する当基金サポーターとの2時間程度の面談やサポーターが運営する会社、寺院、福祉施設等での見学等の研修に参加すること(削除)~~
- (2) 「修学状況等報告書」を所定の期日までに提出すること
- (3) 下記の場合、所定の方法により届け出ること
 - ① 休学するとき
 - ② 復学するとき
 - ③ 大学より停学処分を受けたとき
 - ④ 退学するとき

- ⑤ 修業年限(4年間又は6年間)で卒業できないことが確定したとき
- ⑥ 他の大学や学部へ編入することが決まったとき
- ⑦ 本奨学金の給付を辞退するとき
- ⑧ 応募時に提出した情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等)に変更があったとき

7. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 6. 奨学生の義務(1)～(3)の義務を適切に果たさなかったとき

8. 奨学生の資格喪失

以下の事由に該当したときは、奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 退学したとき
- ③ 除籍となったとき
- ④ 修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- ⑤ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑥ 奨学金の給付一時停止後、当基金が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- ⑦ 正当な理由なく、6. 奨学生の義務(1)～(3)を継続して果たさなかったとき
- ⑧ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑨ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑩ 前各号のほか、奨学生として適切でない事実があったとき

9. 奨学金の返還

(1) 奨学生が「8. 奨学生の資格喪失」の①～⑩のいずれかに該当し、その理由について本奨学金選考委員においてやむを得ない事由があると認められない場合は、給付した奨学金の返還を求めることがあります。

(2) 奨学生は、前項(1)の取扱いにより奨学金の返還を求められたときは、本奨学金が指定する期日までに受給した奨学金を返還しなければなりません。

10. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、本奨学金のために利用され、その他の目的には一切使用いたしません。

11. その他

本奨学金給付は、大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。